

「鹿児島県地球温暖化対策実行計画別冊2 (気候変動の影響への適応) (改定)」に対し意見表明

～増加する自然災害に対する自助・共助・公助の推進に関し意見表明～

一般社団法人日本損害保険協会九州支部鹿児島損保会（会長：大熊 健志 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 鹿児島支店長）では、2023年12月22日付で公表された「鹿児島県地球温暖化対策実行計画別冊2(改定)」の意見募集に対し、2024年1月19日付で意見表明を行いました。

当計画別冊2は、気候変動の影響への適応に関して記載されており、国の「地域気候変動適応計画策定マニュアル」改訂や、気候変動適応九州・沖縄広域協議会による「気候変動適応に関する広域アクションプラン」の策定等を踏まえ改定するものです。

鹿児島損保会では、「今後いかなる気候変動の影響が生じようとも、それらの影響による県民の生命、財産及び生活、経済、自然環境等への被害を最小化あるいは回避し、迅速に回復できる、安心・安全で持続可能な社会の構築を目指す必要があります。」との基本姿勢に賛同する一方、適応策を講じたとしても、一定程度の損害が発生することが予測されることから、公助はもちろん、共助・自助による対策を合わせて推進すべき等の意見表明をしております。

《主な意見内容》

- ・別冊2-1の「(2) 適応の必要性」の認識、および別冊2-2「(3) 国及び県の取組」に記載された取り組みに賛同いたします。
特に、「(3) 国及び県の取組」に記載された「本県においても、今後いかなる気候変動の影響が生じようとも、それらの影響による県民の生命、財産及び生活、経済、自然環境等への被害を最小化あるいは回避し、迅速に回復できる、安心・安全で持続可能な社会の構築を目指す必要があります。」との基本姿勢や、科学的・技術的助言を行う拠点として「鹿児島県気候変動適応センター」設置につき賛同いたします。
- ・別冊2-14～2-15に記載のある「3. 気候変動の影響(4) 自然災害・沿岸域」に賛同します。なお、別冊2-16～2-17「(7) 国民生活・都市生活」については、「インフラ、ライフライン等<水道・交通等>」の記載が見受けられますが、気候変動による短時間強雨や渇水の頻度の増加、強い台風の増加等が生じれば、民間建造物にも多大な被害が発生し「国民生活・都市生活」に多大な影響が発生するものと考えられることから、可能であれば、当該視点に関しても追記いただきたい。
- ・別冊2-18に記載のある「4 適応に関する基本的な方向性(1) 適応策の方向性」つき、概ね賛同いたします。なお、「鹿児島県の気候変動(RCP2.6)」によると県の年平均気温は21世紀末に1.2度上昇し、短時間強雨の回数は1.4倍になることが予測されております。
「将来予測影響については、緊急性の観点から今後順次必要な施策を検討します。」との記載がありますが、将来予測影響に沿って計画的な対応を期待いたします。
- ・先に掲げた別紙2-1「(3) 国及び県の取組」に記載された「本県においても、今後いかなる気候変動の影響が生じようとも、それらの影響による県民の生命、財産及び生活、経済、自然環境等への被害を最小化あるいは回避し、迅速に回復できる、安心・安全で持続可能な社会の構築を目指す」ためには、別冊2-23～2-25に記載のある「5 気候変動の影響への適応策(4) 自然災害・沿岸域」中の適応策を講じたとしても、移動が不可能な不動産においては、一定程度の損害が発生することが予測されることから、公助はもちろん、共助・自助による対策を合わせて推進すべきと思慮いたします。